

【新設】（確定した額に相当する適格株式等の交付）

9-2-15 の 3 令第 69 条第 8 項《事前確定届出給与》の確定した額に相当する適格株式（法第 34 条第 1 項第 2 号ロ《事前確定届出給与》に規定する適格株式をいう。以下この節において同じ。）又は適格新株予約権（同号ハに規定する適格新株予約権をいう。以下この節において同じ。）を交付する旨の定めに基づいて支給する給与は、確定した額を支給する給与をいうのであるから、適格株式又は適格新株予約権の交付する数の算定に際して一に満たない端数が生じた場合において、適格株式又は適格新株予約権と当該一に満たない端数の適格株式又は適格新株予約権の価額に相当する金銭を交付しないこととしたときは、当該確定した額を支給する給与には該当しないことに留意する。

【解説】

- 1 平成 29 年度税制改正において、所定の時期に確定した数の適格株式等（適格株式又は適格新株予約権をいう。以下同じ。）を交付する旨の定めに基づいて支給する給与が事前確定届出給与の対象に追加されたことに伴い、確定した額に相当する適格株式等を交付する旨の定めに基づいて支給される給与については、確定した額の金銭を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当するものとされた（法令 69⑧）。
- 2 この規定が想定する給与の支給形態は、例えば、法人が支給対象となる役員に対してあらかじめ支給する金額（確定した額）を定め、その支給時期にその確定した額に相当する数の適格株式を交付するというものがある。その交付される適格株式の数については、その確定した額をその支給時期における適格株式の 1 株当たりの市場価格で除して計算するのであるが、適格株式の市場価格によっては 1 株未満の端数株式に相当する額が生ずることとなる。
そのような場合には、その除して計算された数の適格株式と、計算上生じた 1 株未満の端数株式に相当する額の金銭を併せて支給することで、確定した額の金銭を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に該当することとなるため、当該 1 株未満の端数株式に相当する額を金銭で支給しない場合には、確定した額を支給することにはならないこととなる。その旨を本通達において留意的に明らかにしている。
- 3 なお、連結納税制度においても、同様の通達（連基通 8-2-14 の 3）を定めている。